

刑事施設（拘置所等）

半田茉利奈 小林龍ノ輔 萩生田卓也

第一章 刑事施設について

刑事施設には、「留置所」「拘置所」「刑務所」がある。

容疑者が被告人の段階で収容されるのが留置所と拘置所で、刑が確定した後に入るところが刑務所である。

1. 拘置所

拘置所とは「主として未決囚（刑事被告人）、死刑確定者を収容する法務省の施設等機関である。拘置所内の経理作業等を刑務作業とする懲役囚及び刑が確定した既決囚も収容されている。（Wikipediaより）」

○管轄：検察（法務省）

○場所

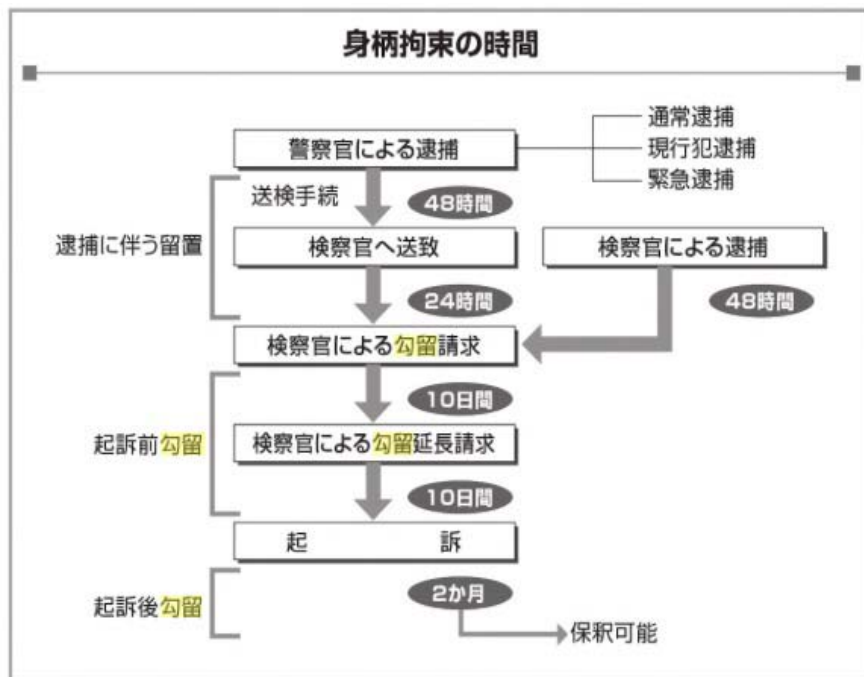
全国に8か所（東京・立川・名古屋・大阪・神戸・京都・広島・福岡）

○拘置所の目的

刑事事件の被疑者や被告人は、一般社会で自由に放置しておくと思ったり、証拠隠滅を図ったりする可能性が高いと思われる。そうした行為を防ぐために裁判所の許可を得て、逮捕・勾留といった被疑者の身柄を拘束しておく措置がある。

しかし被疑者や被告人を拘束しておく場所は事件の捜査に関して、公正性のある所でなければならない。拘置所は法務省管轄だが、検察庁とは全く流れの違う部署である。なので被疑者や被告人の逃亡や証拠隠滅行為を防ぎつつ、公正な取調べを行うには適切な刑事施設が拘置所だといえる。

○逮捕から勾留の流れ



2. 留置所

留置所とは「留置施設 (りゅうちしせつ) または留置場 (りゅうちじょう) とは、被疑者を抑留するために警察官署に設けられた施設。本来は逮捕中の被疑者を収容するためのものであるが、代用刑事施設として勾留中の者の収容などに使用されることもある。」

○管轄：警察

○施設数：約 1100 (警察署の数とほぼ同数)

○留置所の目的

拘置所と同じく目的は、被告人の逃亡や証拠隠滅にある。

刑事手続きの上では留置場に入った段階だと、まだ“確定した犯罪者”ではない。日本に限らず先進国と称する国で取り入れられている近代司法の考え方では、裁判によって判決が言い渡されるまで被疑者や被告人は無罪だという“推定無罪”の原則がある。

犯行を否認しようのない現行犯や、始めから本人が犯行を認めているケースであっても推定無罪の原則は適用され、被疑者はあくまで「被疑者」であって犯罪者と確定した存在ではない。

○留置所の生活

・食事

ミニバイクから財布を盗んだとして、長田署は12日、窃盗容疑で、(略)の無職の男(32)を逮捕した。

所持金は135円で、「長田署の留置場のご飯がおいしいので食べたかった」と話しているという。

出典：神戸新聞電子版 2013/05/12 21:32



この他に、提供される食事以外に、ご自身の費用で食事を購入することもできる。これを「自弁」と言う。

・生活

逮捕されてから最初の数日は、取調べ等に応じることで忙しく、また、動揺しているため、留置所生活についてあまり意識しないことが多いようである。

しばらくして慣れてくると、とにかく暇な時間が多く、それがストレスになり、また、留置所の部屋では複数名で生活することもあり、他の方からアドバイスを受けたり、雑談をすることも多くある。ただし、留置所は刑務所とは異なり、長期の身柄拘束の場所ではないので、同室の人の移り変わりも早く、濃い人間関係ができることは少ないようだ。

・衛生面

5日に1回、又は、原則として1週間に2回以上お風呂に入ることができます。また、留置所内でインフルエンザなどの感染を防止するために、自動手指消毒器や加湿器などの整備も行われています。

* 拘置所と留置所の違い

拘置所、留置所も、ともに、逮捕・勾留された後に送られる身柄拘束の場所。

拘置所と留置所の一番の違いは、その管轄である。法務省が管轄となっているのが拘置所で、警察署が管轄となっているのが留置所だ。

留置所は警察署内に設置されている関係上、警察署とほぼ同じ数だけある。他方、拘置所は警察署に比べて施設数が圧倒的に少ない。逮捕・勾留された事件のうち、98パーセント以上は留置所に送られる。留置所は警察署内に設置されているため、警察官が取調べをしやすい状況になっており、その点が留置所の最大のデメリットである。他方、留置所は拘置所と比べて弁護人と柔軟に面会できる点でメリットがあります。

* 「代用監獄」としての留置所の問題点

上記で、警察が取り調べをしやすい状況になっており、その点が最大のデメリットであると挙げた。留置場は警察の管轄にあることから、警察は被疑者の身柄を身近な管理のもとに継続して拘禁することができる。日本の警察は自白を強要しがちなために自白を得るために、警察官が被疑者を拘禁している状況を不当に利用することがしばしばある。

1991年、いわゆる松戸連続殺人事件東京高裁判決（東京高判平 3・4・23 判例集未登載）において留置場（代用監獄）における自白の任意性についての判断がなされた。この事件は昭和49年8月、千葉県松戸市の宅地造成地から当時19歳の女性の遺体が発見され、別件（窃盗等）の2事件で逮捕・勾留（起訴後勾留も含む）され、警察留置場に収容されたXは、身柄拘束72日目に女性殺害を自白し、本件で逮捕された。そして別件、本件の勾留期間が最大限活用されて本件の取調にあてられ、その結果本件の起訴に至るまで182日間という長期間の勾留が為された。東京高裁は判決において本件の自白の任意性を否定し、有罪とした一審を破棄し、無罪とした。本判決の主要部分として次の点が上げられる。

ア、留置場（代用監獄）は「自白の強要等の行なわれる危険の多い制度」であること。

イ、犯罪捜査と被疑者の留置業務とは、別個独立の業務として適正に運用されなければならないこと。

ウ、したがって、被疑者の留置業務が捜査のために不当に利用されてはならないこと。

エ、捜査に不当に利用された留置場（代用監獄）への留置期間中の自白の任意性には疑いがあること。

以上の点を挙げ警察留置場に拘禁中の取調に対して痛烈に批判した。この判断の基礎には勾留が被疑者の身柄を利用した捜査のためにあるのではない、というごく基本的な考えがあると思われる。

（「留置所について」<http://ryuuti.jyo.com/30041326222258012398218393898828857.html> より抜粋）

日本のような留置場（代用監獄）の制度は先進国ではあまり例がないです。また、国際人権規約違反ではないかとも言われている。市民的及び政治的権利に関する国際規約によれば、「裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるもの」とされている、そのため国際的にも非難が多く、国際人権（自由権）規約委員会では多くの委員が、留置場（代用監獄）を廃止すべきであるとの意見を述べ、また IBA（国際法曹協会）は留置場（代用監獄）は廃止すべきであると提言し、アムネスティ・インターナショナルや国際人権連盟も日本政府に留置場（代用監獄）の廃止を勧告している。

3. 刑務所

刑務所とは「刑務所（けいむしょ）は、法令に違反し、裁判などの結果、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設である。」

○管轄：法務省

○場所・施設数：全国に8か所（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）

○刑務所の目的

刑を執行する場所、すなわち刑罰を受ける場所である。

しかしながら、受刑者の更生をさせるための更生プログラムも組み立てられており、出所後に再犯を起こさないよう様々な取り組みが行われている。「受刑者の更生および健全な社会復帰」も刑務所の大きな目的の1つで、刑罰を受けさせるためだけでなく、矯正施設としての役割も担っている。

*拘置所と刑務所の違い

拘置所の目的は、身柄拘束によって、当該事件の罪証隠滅や逃亡を防止することにあります。刑事裁判の判決が確定すれば、拘置所から出ることができます。ただし、実刑となった場合にはそのまま刑務所に移送される。

他方、刑務所の目的は、懲役刑や禁固刑といった自由刑を執行することにある。懲役刑の刑期を全うするか、仮釈放という形で刑務所から出ることになる。

なお、拘置所と刑務所の目的が異なることから、運用もかなり違う。刑務所は受刑者を矯正（更生や社会復帰など）させるため、拘置所と比べ、面会や髪型・服装、その他の生活面での制限が多くあります。他方で、罪証隠滅の防止のため、拘置所の生活の方が制限されている事項もある。

第二章 東京拘置所について



<https://blogs.yahoo.co.jp/kusokuzeisiki/588480.html>

・東京拘置所は法務省東京矯正管区に属する拘置所。通称「東拘」、所在地である「小菅」と呼ばれることも多い。

・所在地 東京都葛飾区小菅 1-35-1

1. 収容されている人

- ・未決拘禁者
- ・受刑者
- ・死刑確定者

収容定員は約 3000 人であり、刑事被告人を収容する施設では、日本最大の規模を持つ。

2. 食事

収容者に給与される食事は、材料、給与熱量、栄養量など、その根拠となるべき基準が法務大臣の訓令によって定められている。

臭い飯と言われていたのは昔のことで、今では潤沢な予算の裏付けもあり良いものとなっている。



<http://mainichi.jp/graph/2013/01/14/20130114k0000e040078000c/003.html>

歳時のおやつとして、2月14日チョコレート、3月3日ひなあられ、5月5日柏餅、9月月見団子、12月25日ケーキが出る。

3. 所内のルール

『所内生活の心得』に在監者が強制されている取り決めが記されている。

1. 他の居室人または室外にいる人と話したり、合図したりしないこと。
2. 許可なく裸になったり、はちまきをしたり、その他不体裁な服装はしないこと。
3. 室内では、みだりに立ったり、横になったり、寝具に寄りかかったりしないこと。
4. ノートは原則として一冊とする。特に必要があると認められた時は、三冊まで使用できる。
5. 所内で同時に所持できる私本は三冊以内とする。閲読期間は一ヶ月以内とする。
6. 写真は10枚以内で所持することができる。
7. 房内で所持できる衣類や下着類の数は以下の通りである。

- ① 肌着上 3枚
- ② 肌着下 3枚
- ③ ズボン下 3枚
- ④ 足袋・短靴下 3足

4. 構造

- ・新舎房は地上12階、地下2階、高さ50mで中央部の中央管理棟と南北に両V字形に伸びる北収容棟、南収容棟がつながる。延床面積80,239 m^2 。南北収容棟の屋上は雑居房収容者用、独居房収容者用の各運動場になっている。
- ・独居房・雑居房には窓が設置されているが、強化ガラスのため、ハンマーで思いっきり叩いてもガラスが割れない特殊仕様であるうえ、特殊な曇りガラスで窓から下の近隣住民の様子を見ることはできず、空しか見えない構造となっている。
- ・新舎房での被収容者施設階への入退場は看守、施設職員のセキュリティ ICカード認証システムと指紋生体認証システムが採用されており、二つが一致しないと開錠されない。
- ・中央管理棟屋上にはヘリポートが設置されている。
- ・被収容者を検察庁または裁判所へ押送するための車両駐車場は地下1階にある。
- ・旧舎房は南舎地上3階建て、北舎地上3階建て、新北舎地上4階建て
- ・死刑を執行する施設 (刑場・場所非公開) を地下に備えており、エレベーターで向かう。
- ・医務部は「東京拘置所医務部病院」として医療法上の病院の指定を受けている。



独居房 <http://mainichi.jp/graph/2013/01/14/20130114k0000e040078000c/002.html>

5. 所内の生活

被告人の1日のスケジュール（平日）

7時 起床

7時15分 点検

7時25分 朝食

9時45分 室内体操

給湯（自弁のカップ麺、インスタントコーヒー用）

11時50分 昼食

※ラジオ放送

14時45分 室内体操

給湯（自弁のカップ麺、インスタントコーヒー用）

16時20分 夕食

16時40分 点検

※ラジオ放送

（18時仮就寝）

21時 就寝

第三章 新たな刑事司法制度

1. 可視化

取り調べの可視化とは、捜査機関による取り調べを録音・録画し、行き過ぎた捜査や冤罪を防ぐため後からチェックできるようにすること。

日本では、捜査段階における被疑者の取り調べが密室で行われており、また弁護士の立会いもない。そのため、捜査官が供述者を威圧したり利益誘導したりといった違法・不当な取り調べが行われることがある。これらは裁判の長期化や冤罪の原因になっている。

→2016年5月に裁判員裁判対象事件・検察独自捜査事件について、身体拘束下の被疑者取調べの全過程録画を義務付ける改正刑事訴訟法が成立

※しかし、対象事件は全事件のわずか3%

・可視化の問題点

- ・暴力団・振り込め詐欺などの犯罪では組織からの報復を恐れて真実を供述しにくくなる。

2. 司法取引

司法取引とは、被疑者・被告人が捜査、訴追機関と何らかの「司法取引」をして、自らの処分に便宜を図ってもらう制度である。この制度にはいくつかの種類があるが、大きく分けて二つである。

「自己負罪型」・・・「自分の犯罪」について全部または一部を認める代わりに軽い罪で起訴するなどの便宜を図ってもらう。

「捜査公判協力型」・・・「他人の犯罪事実」についてその情報を検察官に与える代わりに「自分の犯罪」について何らかの便宜を図ってもらう。

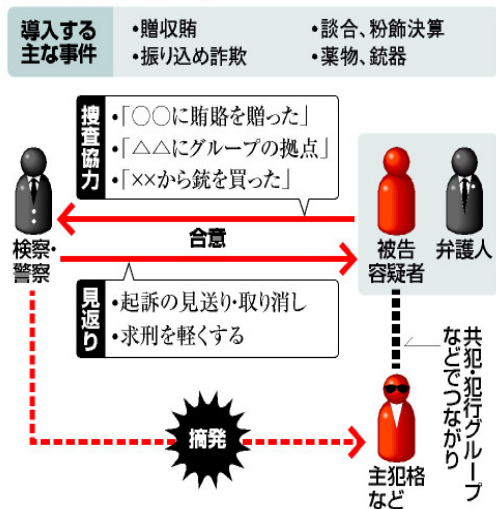
*他人の犯罪を明らかにすれば見返りに罪が軽くなる「司法取引」や、取り調べの録音・録画（可視化）義務付けの導入を柱とする刑事司法改革関連法が24日の衆院本会議で可決、成立した。司法取引は2018年までに制度が始まる。(2016. 5. 24)



協議・合意制度（司法取引）

協議・合意制度は、被疑者・被告人が、共犯者等の他人の特定の犯罪事実について一定の協力をすることと引換えに、検察官が裁量の範囲内で、処分や訴追に関する恩典を与えることを両者が合意する制度である。対象となる「特定犯罪」は、汚職、詐欺、横領事件という財産事件や、独禁法違反などの経済事件、薬物・銃器犯罪等に限られる。

司法取引のイメージ



メリット

- ・裁判にかかる時間と費用を節約できる。
- ・真相解明に有効である。
- ・より重要な犯罪の捜査の進展に役立つ情報を得ることができる。
- ・証言することにより自身も刑事訴追を受けるおそれがあるため黙秘権を行使して証言を拒む証人に対し、刑事免責と引き換えに自己負罪拒否特権を外して証言を引き出せる。
- ・ほぼ犯人に間違いがないが、その動機などの証明に証拠が不十分な場合、ある程度の刑罰を与えることが可能である。



デメリット

- ・冤罪を生む可能性がある。
- ・被疑者が取り調べから逃れたいために虚偽の自白をする危険がある。
- ・公正であるべき司法の場で取引を行うことは、法の公正さを損なう。



海外の司法取引制度

アメリカ

「検察官の訴追裁量権の行使が、被告人との合意に基づき、訴追協力の見返りとして取引的に行われる」ものであると、アメリカの司法取引は定義されている。これはいくつかの類型に分けられる。

「純粹の答弁取引」・・・被告人自身が有罪であることを認めることと引き換えに、検察官が訴因の縮小や一部撤回、求刑の引き下げなどをする。

「捜査協力型取引」・・・被告人が有罪答弁をし、かつ証言その他の捜査協力をすることを条件に、検察官が上述と同じような措置を行う場合である。また証言や捜査協力をを行うことと引き換えに、不起訴などを約束する場合がある。

以上の取引のうち、アメリカでもっとも多用されているのは、「純粹の答弁取引」である。有罪の答弁が行われるのは起訴された事件の約九十五%にのぼるといわれ、その大多数が取引によるものである。「純粹の取引答弁」は、手続きを効率化し、大量の刑事事件を迅速に処理するために発展してきた手続きである。また「捜査協力型取引」を行う場合、原則として罪種に制限は設けられていない。組織的犯罪、薬物犯罪、経済犯罪、贈収賄、殺人、テロリズム、誘拐その他あらゆる犯罪で用いられる。

問題点

- ・ 捜査協力型取引が現実の事件において冤罪の原因となっている。
- ・ 捜査協力型取引のプロセスについて、事後的にその適正さを検証することが難しい。
- ・ 情報提供者が虚偽の証言や信用性の低い証言を行う場合でも、事実認定者がそのことを見抜けないかもしれない。
- ・ 情報提供者自身が弱者であることもあり、保護されるべき立場におかれていることがある。

ドイツ

ドイツ刑法は、自由意志に基づきその知識を明らかにすることにより、自らの犯罪行為と関係のある犯罪について、当該犯罪の解明または阻止のために有益な情報を捜査機関側に提供した者について、裁判所が刑を軽減または免除することを認めると規定している。対象犯罪は、平和に対する罪、国防に対する罪、謀殺および故殺、集団窃盗、強盗および恐喝の罪、職業的盗品譲受、集団的盗品譲受および職業的集団的盗品譲受といった財産犯や、入札談合罪などの経済犯罪も対象とされ、非常に多岐にわたる。

(ドイツでは、捜査協力型の司法取引において刑の減輕および免除を受ける人物を「王冠証人」とよばれる。)

問題点

- ・ 平等原則を規定したドイツ基本法三条一項に違反している可能性がある。

Ex) 王冠証人が犯した犯罪と同人によって解明されるべき犯罪とが同一である場合、両人が同一の犯罪を行っているにも関わらず両者の間で取り扱いが異なるという問題が生じる。また対象犯罪の情報を有する者は量刑上の優遇を受け、それ以外の犯罪について情報を有する者はそのような優遇を受けないという点で、構成要件間における不平等が生じる。さらに犯罪に深く関与した者のほうが、それほど関わりを持たず、犯罪の解明に寄与する情報を有していない者よりも訴追ないし量刑上の優遇を受けやすい点である。

- ・ 王冠証人の供述の信憑性
- ・ 黙秘権侵害の危険性
- ・ 解明結果承認の不確実性

Ex) 王冠証人となって量刑上の優遇を受けようと思う被疑者は、捜査機関に対して情報提供をしなければならぬが、必ずしも裁判所が刑の減免を認めるとは保証されないため、被疑者と捜査機関との間の取り決めは極めて不確実なものとなる。

	自己負罪型	共犯密告型	他人密告型
アメリカ	○	○	○
ドイツ	○	○	×
日本	×	○	×

論点

他人の犯罪を明らかにすれば見返りに罪が軽くなる「司法取引」の導入を柱とする刑事司法改革関連法が2016年5月24日の衆院本会議で可決、成立し、2018年までに制度が始まることが決定した。「司法取引」の導入には、捜査の新たな「武器」になるとの賛成意見がある一方、冤罪を生んでしまう懸念もあり、反対意見も多い。この「司法取引」の導入に賛成か、反対か。

[参考文献]

岡野武志、「拘置所とは」逮捕弁護士ガイド

www.逮捕弁護士.com/chapter5/kouchi.html (2017年10月21日最終閲覧)

岡野武志、「留置所とは」逮捕弁護士ガイド

www.逮捕弁護士.com/chapter5/ryuuchi.html (2017年10月21日最終閲覧)

「留置場にいる人たちってどんな人？」弁護士相談広場

<https://www.keijihiroba.com/detentioncell/criminal.html> (2017年10月21日最終閲覧)

「留置場生活の実態ウラの裏！関係者だけが知っている留置場生活を大公開」刑事事件の
弁護士カタログ

<https://弁護士刑事事件.com/ryuuchi-3> (2017年10月21日最終閲覧)

「留置所にいるってどんな人たち？」刑事事件弁護士相談広場

<https://www.keijihiroba.com/detentioncell/criminal.html> (2017年10月21日最終閲覧)

「留置所における生活」警視庁

www.npa.go.jp/syokai/ryuchi/kyositu.htm

「刑務所とは」刑務所 net

keimusho.net/keimushotoha.htm (2017年10月21日最終閲覧)

取り調べの可視化(とりしらべのかしか)とは

<https://kotobank.jp/word/%E5%8F%96%E3%82%8A%E8%AA%BF%E3%81%B9%E3%81%AE%E5%8F%AF%E8%A6%96%E5%8C%96-182092>

日本弁護士連合会 | Japan Federation of Bar Associations : 取り調べの可視化 (取り調べの可視化
本部)

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/recordings.html> (最終閲覧日:2017年10
月20日)

可視化はどうあるべきか ～取り調べ改革の課題～ - NHK クローズアップ現代+

<http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3405/1.html> (最終閲覧日:2017年10月19日)

時論公論 「司法取引 捜査への期待とえん罪の懸念」 | 時論公論 | NHK 解説委員室 | 解説
アーカイブス

<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/222635.html> (最終閲覧日:2017年10月20日)

刑事訴訟法改正、日本版「司法取引」とは? | 企業法務ナビ

<https://www.corporate-legal.jp/%E6%B3%95%E5%8B%99%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9/%E6%B3%95%E5%8B%99%E3%82%B3%E3%83%A9%E3%83%A0/6767> (最終閲覧日:2017年10月20日)

坂本敏夫 「元刑務官が明かす東京拘置所のすべて 取り調べ、衣食住、死刑囚の処遇…知
られざる拘置所暮らしの全貌」 日本文芸社

澤地和夫 「なぜ 死刑なのですか 元警察官死刑囚の言い分」 つげ書房新社

白取裕司・今村核・泉澤章(2015)「日本版「司法取引」を問う」旬報社

